

十人十色

じゅうにん
といろ

子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



令和2年12月9日に行われた3歳6カ月児健診で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



(屋治) 友部 叶大くん



(上町) 立川 聖真くん



(谷ノ口) 森 琉翔くん



(胡桃ヶ野) 日高 玖奏ちゃん



(上町) 瀬治山 翔太くん



(本町2丁目) 中野 心陽ちゃん



(寺里) 野邊 夏樹くん



(西郡元) 梶井 英里奈ちゃん



(本町2丁目) 吉本 英虎くん



(上町) 北川 聖華ちゃん



(上町) 安藤 将成くん



(上町) 吉田 有那ちゃん



(笠立) 鈴木 統也くん



(鍛冶屋) 野間 楓ちゃん

子育て INFO

- 2月3日(水)乳児健診(延期分)
 - 2月10日(水)3歳児健診
 - 2月17日(水)2歳児歯科健診
- それぞれ、対象児には個別に案内しています。フッ化物塗布は中止します。

- 予防接種
- 予防接種は病気にかかる前にワクチン接種をしておくことが大事なポイントです。
- 〈麻しん・風しん予防ワクチン〉
- 1歳児および年長児のお子さんは、必ず接種するようにしましょう。
- 〈子宮頸がん予防ワクチン〉
- 子宮頸がん予防ワクチンは定期予防接種です(無料)。
- 接種対象：小学校6年生～高校1年生の女子
- 接種希望の方は、福祉事務所子育て支援係にてあらかじめ説明を受け、かかりつけ医にて接種してください。

ハッピー スマイル



おがわ けいた
小川 慶太くん
(令和元年12月10日生)

おがわ 研二・真由美さんの長男(福島地区・上小路)

誰に対してもニコニコ笑う食べることが大好きな子です。最近はおままごとをよく遊んでいます。また、少しずつ歩けるようになったり、自己主張ができるようになったりと日々成長を感じることができて嬉しいです。今後も思いやりのある元気な子に育ってほしいです。

すくすくのびのび

子育て支援情報

ひとり親家庭のお父さん、お母さん 就労支援制度をご存じ ですか？

「仕事に生かせる資格をとりたい」「キャリアアップしたい」「転職したい」など、こんなお仕事の悩みを抱えていませんか。本市では、ひとり親家庭のお父さんやお母さんを応援するため、就労支援を行っていますのでお気軽にご相談ください。

自立支援教育訓練給付金

就職を目指して技能を身につけたい方が資格取得のために対象となる講座を受講し終了した場合、その経費(入学料および授業料に限る)の一部を支給します。

- 対象者
- 申間市在住で、次の全ての要件を満たすこと。
- ① 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にあること
 - ② 講座の受講が、適職に就くために必要であると認められること
- 申し込み
- 随時受付(※講座申し込み前に事前相談および申請が必要です)

● 支給割合

	雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない(A)	雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有している(B)
自己負担額	4割	4割
教育訓練給付金(教育)	対象外	2割
自立支援教育訓練給付金(自立)	6割	4割

※入学料および授業料が対象で、補助教材や希望により行われる訓練などに要する費用は、対象となりません。
※給付金の支給額の上限は、20万円です。ただし、1万2千円を超えない場合は、対象とはなりません。

高等職業訓練促進給付金

就職に結びつきやすい資格を取得するために養成機関などで修業する場合に、生活の負担軽減を図り資格取得を支援するため訓練促進給付金を支給します。

- 対象者
- 申間市在住で、次の全ての要件を満たすこと。
- ① 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にあること
 - ② 就業または育児と修業の両立が困難と認められること
 - ③ 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 対象資格
- 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 など

● 支給額

	訓練促進給付金(最終学年以外)	訓練促進給付金(最終学年は4万円加算)	修了支援給付金
市民税非課税世帯	月額10万円	月額14万円	5万円
市民税課税世帯	月額7万500円	月額11万500円	2万5千円

※対象者および対象者と同一の世帯に属する方の課税状況により、非課税世帯、課税世帯に区分されます。

● 支給期間

修業全期間(上限4年)
※就業または育児と修業の両立が困難である期間に限る。

● 申し込み

随時受付(※申請月分から対象です)

注意!!
いずれの給付金も...

- ・ 過去に同様の給付金の支給を受けたことがある方は対象外です。
- ・ 市税などの滞納がある場合は対象となりません。
- ・ 入学前に事前の相談が必要です。
- ・ 予算の範囲内での実施となるため、要件を満たしていても支給の対象とならない場合があります。

問／福祉事務所子ども政策係 ☎72-1123 (内線507)